

【欧州】EPO、SEP の FRAND ライセンス料率の決定手法に関するレポートを公表

欧州特許庁（EPO）は、2026 年 6 月 24 日、EPO Observatory と調査コンサルタント会社 BRELA による新たな調査報告書「Methodologies for FRAND determination: evidence from global case law」を公表しました。本報告書は、2013 年から 2025 年までの世界 7 法域における主要な裁判上の判断 65 件を分析対象としています。その内訳は、(i) 裁判所が当事者間のライセンス料率を定めた 20 事件・33 件の理由付き判断、(ii) 当事者間で定められた料率が公正かどうかを裁判所が判断した 19 件、及び(iii) 特定の算定手法の許容性に関する 13 件です。

SEP は、5G や Wi-Fi 等の標準規格を実施するために不可欠な特許であり、標準化団体に対する FRAND 宣言の対象となる SEP については、FRAND 条件でのライセンス提供が問題となります。もっとも、FRAND 料率の決定方法については、法域ごとに法的枠組みや裁判実務に差異があり、各国裁判所で様々な手法が採用されているのが実情です。

本報告書では、分析対象となった判決を、裁判所が当事者間のライセンス料率を設定した 20 件の事件に対する 33 件の理由付き判決、当事者間で設定された料率が公正であるか否かを裁判所が判断した 19 件の判決、および特定の算定手法の許容性に関する 13 件の判決に分類した上で、各国裁判所において採用されている主要な算定手法を比較・整理しています。具体的には、既存のライセンス契約を参照する Comparable licences（比較可能なライセンス契約に基づく手法）、および対象市場全体のロイヤルティ総額から配分を行う Top-down approach（トップダウン方式）が紹介されており、近年の傾向として、Comparable licences が主たる手法として定着しつつある一方、Top-down approach は検証手段（クロスチェック）として用いられる場合が多いことが指摘されています。また、各国裁判所では、ライセンス条件そのものを定めることから、それを適用することへと判断の焦点が移りつつあるとの分析も示されています。

EPO は、本報告書が、SEP ライセンス交渉に携わる企業のみならず、裁判官、仲裁人、調停人等にとっても有用な参考資料となることを期待しているとのこと。

詳細につきましては、以下 URL をご参照ください。

2026 年 6 月 24 日付け EPO ニュース

<https://www.epo.org/en/news-events/news/standard-essential-patents-new-epo-observatory-study-provides-greater-clarity>

Methodologies for FRAND determination: evidence from global case law 全文は以下 URL から入手できます。

<https://link.epo.org/web/publications/studies/en-methodologies-for-frand-determination.pdf>